社会福祉部便り よくある質問

「Q1. 障害者総合支援法とはなんですか?」

A. 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者(発達障がい者を含む)・難病など、「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」等を申請し交付された方が利用できるサービスです。

詳しくは、https://www.shakyo.or.jp/news/pamphlet_201804.pdf

「Q2. 身体障害者手帳 (障害者総合支援法) を利用し、装具や車いすの作成は出来るの?」 A. 出来ます。詳しくは、社会福祉部便り P5 と P19

もしくは、https://www.shakyo.or.jp/news/pamphlet_201804.pdf へ

- 「Q3. 障がい福祉サービスの使い方(申請から利用までの流れ)介護保険制度・サービスとの関係・併用利用について」
- A. 基本的には介護保険を認定されている方は、介護保険が優先されます。しかし、併用利用できる場合がありますので、詳しくは、各市町村担当課まで御連絡下さい。

「Q4. 精神障害者保健福祉手帳はどのような症状の方が対象なの?」

A. 精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するものです。精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられています。 詳しくは、社会福祉部便り P35 へ

「Q5. 奈良県で頭部外傷により障がいをもたれた方が集まる会とかはあるの?」 A. あります。詳しくは、社会福祉部便り P39 へ

「Q6. この社会福祉部便りの内容は、日本のどこの地域でも共通の内容なの?」 A. 地域により異なるものもございます。詳しくは各市町村担当課まで御連絡下さい。

- 「Q7. 難病ってどんな病名が含まれるの?」
- A. 2018 年 7 月現在、障害者総合支援法の対象は 359 疾患あり、この対象疾患は身体障害者 手帳がなくても支援を受けることができます。また、指定難病(医療費助成の対象) と して 330 疾患が挙げられています。詳しくは、社会福祉部便り P40 へ

「Q8. 難病の患者様に何か有益な情報はない?」

A. 奈良県難病相談支援センターというセンターがあり、医療・療養・ 就労等の相談・患者 会等の情報提供・講演会・交流会などが行われています。詳しくは、社会福祉部便り P45

「Q9. 平成 30 年度法改正における内容のポイント」

A. 平成30年度法改正における内容のポイントは大きく3つあります。「障害者の望む地域生活の支援」「障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応」「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」で、具体的には「重度訪問介護の訪問先の拡大」「自立生活援助」「就労定着支援の創設」「高齢障害者の介護保険サービス利用者負担軽減」「障害児支援の拡充」などが挙げられています。

「Q10. 障がい児のためのサービス」

A. 障がい児のためのサービスは、児童福祉法を基本として様々な行政機関や施設、専門職のはたらきや実践によって推進されています。その中の障害児支援施策の中心的な制度として、通所サービスである「障害児通所支援」と入所施設である「障害児入所施設」の2つがあります。

「障害児通所支援」とは(①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③居宅訪問型児童発達支援、④放課後等デイサービス、⑤保育所等訪問支援)の5つで構成され、「障害児入所支援」は、医療の必要有無により、福祉型と医療型の2つに分けられます。

→詳しくは、全国社会福祉協議会発行パンフレット「障害福祉サービスの利用について」 (https://www.shakyo.or.jp/news/pamphlet_201804.pdf)参照